

京地裁総第729号

令和4年8月16日

山中理司様

京都地方裁判所長 北川



司法行政文書開示通知書

3月26日付け（同月29日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等
京都地方裁判所当直規程（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法
写しの送付

司法行政文書開示請求書

令和4年3月26日

京都地方裁判所事務局総務課

御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話:06-6364-8525

FAX:06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

宿直勤務に従事する職員の範囲を定めた京都地裁本庁の文書(最新版)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

京都地方裁判所当直規程

第1条 京都地方裁判所，京都簡易裁判所，京都第一検察審査会及び京都第二検察審査会の執務時間外における令状関係その他の事務処理並びに火災及び盗難の防止のため，当直を置く。

2 当直員は，互いに協力して，その職務に努めなければならない。

第2条 当直に関する事項は，京都地方裁判所長（以下「所長」という。）が，これを掌理する。

2 所長は，この規程の実施について必要な事項を定めることができる。

第3条 当直は，日直，補充日直及び宿直とし，日直は，裁判所の休日に関する法律に定める裁判所の休日（以下「裁判所の休日」という。）にこれを置き，補充日直は，裁判所の休日のうち，特に必要なときにこれを置く。

2 日直は，午前8時30分から午後5時まで，補充日直は，午前9時30分から午後5時まで，宿直は，午後5時から翌日の午前8時30分までとする。

第4条 当直員は，次の職員をもって充てる。

- (1) 裁判所書記官（首席書記官を除く。）
- (2) 裁判所速記官
- (3) 裁判所事務官（事務局長，検察審査会事務局長，臨時的任用職員及び任期付採用職員を除く。）
- (4) 裁判所技官（自動車運転手を除く。）

第5条 当直員は，あらかじめ当直員名簿の順序に従って当直の種別ごとに，平日及び裁判所の休日に区分してこれを割り当てる。

第6条 次の各号のいずれかに該当する職員には，当直の割当てをしない。

- (1) 採用後3か月以内の者又は着任後1か月以内の者
- (2) 妊娠している者
- (3) 出産後1年を経過しない者

- (4) 育児時間又は育児短時間勤務を取得している者
- (5) 介護休暇を取得している者
- (6) 病気等のため当直勤務をさせることが適当でない者
- (7) その他、法令、規程等の定めにより当直勤務を行わせることができない者

2 女性職員、守衛及び庁務員には、宿直の割当てをしない。

3 前2項に定めるもののほか、特に理由があると認めるときは、当直の割当てをしないことができる。

第7条 当直を割り当てられた者が、病気その他やむを得ない事由により、当直することができないときは、次順位の者をもってこれに充てる。ただし、他に当直を交替する者がいるときは、その者に当直をさせることができる。

第8条 当直員のうち、行政職俸給表(一)の職務の級号俸の高い者（職務の級号俸が同じ者の間においては年長者）を上席者とする。

2 上席者は、当直事務を統括し、他の当直員を指揮監督する。

第9条 当直員は、火災及び盗難の防止等のため、庁舎及び附属建物の管理に遺漏のないよう配慮しなければならない。

第10条 当直室には、次の帳簿及び印章を備え付け、総務課長がこれを管理する。

- (1) 当直日誌
- (2) 当直文書受付簿
- (3) 令状請求事件簿
- (4) 刑事雑事件簿
- (5) 当直受付日付印

2 当直員は、当直中に授受した文書等には当直受付日付印を押し、かつ、備え付けの帳簿に、それぞれ所定の事項を記入しなければならない。

第11条 事務局長及び首席書記官は、随時当直日誌を査閲するとともに、必要に応じて当直状況を視察し、当直事務が適切に処理されるよう当直員を監督しな

ければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和28年10月1日施行の当直規程は、平成元年3月31日限り廃止する。

附 則

この規程は、平成4年5月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成17年11月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成18年7月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成19年8月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この規程は、平成23年2月1日から実施する。

附 則

この規程は、令和3年6月25日から実施する。